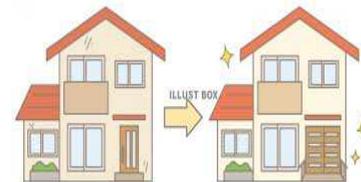


# 洞爺湖町空家等対策計画(第2期)の概要

## 【計画の目的】

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、洞爺湖町の基本的な方針を示し、町民の安全安心な生活の確保及び生活環境を保全することを目的とする。

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)第6条の規定を踏まえたものとし、関連する計画と整合性を図った計画とします。



## 【基本方針】

- 所有者等による管理責任
- 特定空家等の増加の抑制
- 措置内容の透明性及び適正性の確保

## 【空家等の調査】

- 基礎台帳に基づく、外観目視調査(現地調査)の継続実施

【計画期間】 令和4年4月～令和9年3月  
(令和4年度) (令和8年度)

【対象地域】 洞爺湖町内全域

## 【計画の対象となる空家】

- 法第2条第1項で規定する「空家等」
- 法第2条第2項で規定する「特定空家等」



## 【空家対策における課題と今後の対応】

### 【課題①】

#### 所有者等の当事者意識の改善

所有者及び相続人の把握に努め、電話連絡等、直接的な口頭等での指導による維持管理を促すよう努める。また、何ら連絡もなく周囲に危険を及ぼす可能性がある場合は、特定空家の認定を検討する。

### 【課題②】

#### 適切に管理されていない空家等の予防

空き家バンクの登録やチャレンジショップ支援事業の活用を増やすための仕組みづくりを検討する。  
また、管理不全な空家等の新たな発生を抑制するため、空家等の有効利用を目的とした改修支援や、老朽化した空家等の除却に対する支援を検討する。